



高根沢町公告第6号

入札公告

事後審査型条件付一般競争入札を執行するので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和7（2025）年4月1日

高根沢町長 加藤 公博



1 入札対象工事

入札番号	R7-1001
工事名	町民広場内既存施設解体工事
工事箇所	高根沢町大字石末地内（町民広場）
業種	解体工事
工事概要	建築物解体工事 一式 アスベスト処理工事 一式 植栽伐採伐根工事 一式 外構解体工事 一式 【主な解体対象建築物】 ア 町民ホール （構造:RC 延床面積:1,959m ² ） イ 農業者トレーニングセンター （構造:RC 延床面積:2,016m ² ） ウ 農村環境改善センター （構造:RC 延床面積:1,529m ² ） エ 保健センター （構造:RC 延床面積:536m ² ） オ 福祉センター （構造:RC 延床面積:646m ² ） カ 倉庫(福祉センター) （構造:CB 延床面積:20m ² ） キ 弓道場 （構造:W 延床面積:198m ² ） ク 倉庫兼更衣室(テニスコート) （構造:CB 延床面積:45m ² ） ケ 相撲場 （構造:S 延床面積:73m ² ） コ 東屋 （構造:W 床面積:20m ² ） サ 駐輪場 （構造:S 床面積:165m ² ）
工期	300日間
最低制限価格等	高根沢町低入札価格調査制度（建築）を適用
予定価格	¥578,160,000-（内消費税額¥52,560,000-）
入札方法	電子入札

2 事後審査型条件付一般競争入札に参加できる者の資格要件

この入札に参加できる者は、事後審査型条件付一般競争入札共通事項に記載された資格要件及び次に掲げる条件を満たす者でなければならない。

参 加 形 態	特定建設工事共同企業体 参加構成員:2者 結 成 方 式:自主結成 施 工 方 式:共同施工方式	
代表構成員の要件	本店・営業所	栃木県内に建設業法第3条に基づき設置された本店又は営業所があること。
	業種及びランク	高根沢町建設工事入札参加資格者名簿において解体の工種に登録があり、高根沢町建設工事入札参加資格者名簿の格付基準において建築一式工事の格付等級がSAランクであること。
構 成 員 の 要 件	本店・営業所	高根沢町内に建設業法第3条に基づき設置された本店があること。
	業種及びランク	高根沢町建設工事入札参加資格者名簿において解体の工種に登録があり、高根沢町建設工事入札参加者名簿の格付基準において土木工事又は建築工事の格付等級がAランク以上であること。
配 置 技 術 者	構成員が、それぞれ次の基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。 ・1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士、技術士(建設、総合技術監理(建設))又は解体工事施工技士のいずれかの資格を有する者であること。 ・監理技術者を配置する場合、代表構成員が監理技術者を、他の構成員が主任技術者を配置すること。なお、監理技術者については、以下の基準を満たすこと。	
	1級土木施工管理技士 1級建築施工管理技士	平成27年度以前の試験合格者である場合は、登録機関が実施する登録解体講習を修了した者又は解体工事に関する1年以上の実務経験を有する者であること。
	技術士 (建設、総合技術監理(建設))	登録機関が実施する登録解体講習を修了した者又は解体工事に関する1年以上の実務経験を有する者であること。
	解体工事施工技士	元請けとして4,500万円以上の工事に関し2年以上の指導監督の実務経験を有する者であること。

3 入札日程等

入札参加申請書受付期間	令和7年4月4日（金） 16:00までにE-mail 提出先：高根沢町総務課 契約係
設計書閲覧期間	令和7年4月8日（火）以降にホームページで公開
質問の受付期間	令和7年4月11日（金） 16:00までにE-mail 提出先：高根沢町新庁舎整備課
質問への回答	令和7年4月15日（火）
入札書提出方法	令和7年4月28日（月） 17:00までに電子入札システム内にて提出
開札日時	令和7年4月30日（水） 10:00から 場所：高根沢町役場 総務課事務室（本庁第1庁舎2階）

4 資格審査

落札候補者は、以下の期限までに事後審査型条件付一般競争入札参加資格要件確認申請書（様式2号）を提出すること。

提出期限	令和7年5月2日（金） 16:00までに持参又はE-mail 但し、高根沢町低入札価格調査制度により調査対象となった場合、調査後に提出。 提出先：高根沢町総務課 契約係
------	--

5 保証金・前払金等

入札保証金	免除
契約保証金	契約金額の100分の10以上 但し、高根沢町低入札価格調査制度実施要綱に定める調査基準価格を下回る価格で入札を行った者については、契約金額の100分の30以上とする。
支払条件	前払金：請求できる。 中間前払金：請求できる。 部分払：請求できる。 ※詳細は高根沢町契約事務規則を参照

6 入札の辞退

入札を辞退する場合は、以下の方法により提出すること。

入札者（電子入札に参加しようとする者）	電子入札システム内にて「辞退届」を提出
---------------------	---------------------

紙入札者	「入札辞退届」(高根沢町郵便入札実施要綱様式第4号)を持参又はE-mailにて提出
------	---

なお、入札書を電子入札システム内で提出または郵送した後であっても、開札の開始までは辞退することができる。

7 その他

- (1) 本工事は、町議会の議決対象となっているため、議会の議決を得た時に本契約となる。
- (2) 下請け業者を選定する場合は、町内に本店を設置する者を選定するよう努力すること。
- (3) 本工事は、令和8年度までの継続費による事業である。
- (4) 本工事は契約日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日までの期間の範囲で工事着手期限日を設定する余裕期間設定工事の対象工事である。受注者は、契約締結までに工事着手日を定め、工事着手通知書により監督員に通知すること。

8 担当課

- (1) 公告内容及び入札制度について

高根沢町総務課 契約係

TEL : 028-675-8101 FAX : 028-675-2409

E-mail : keiyaku@town.takanezawa.tochigi.jp

- (2) 工事内容について

高根沢町新庁舎整備課 新庁舎整備係

TEL : 028-675-8120 FAX : 028-675-8114

E-mail : chousha@town.takanezawa.tochigi.jp

入札条件

低入札価格調査制度による調査基準価格が設定されている入札において、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者と契約を締結する場合は、契約保証金額及び契約不適合責任の存続期間を次のとおりとする。

- 1 契約保証金額は「請負代金額の10分の3以上」とし、高根沢町建設工事請負契約書第57条の2に規定する違約金は「請負代金額の10分の3に相当する額」とする。
- 2 契約不適合責任の存続期間は、工事目的物の引渡しを受けた日から3年以内とする。ただし、設備機器本体等については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は責任を負わないが、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年6月が経過する日までとする。